

令和 6 年度

監 査 報 告 書

福岡県田川市大字伊田 3 6 3 5 番地

社会福祉法人若草保育会

法人番号〔7 2 9 0 8 0 5 0 0 7 2 3 8〕

令和 6 年度
監 査 報 告 書
(監事監査意見書)

社会福祉法人 若草保育会
理事長 岡 正純殿

社会福祉法人若草保育会の令和 6 (会計)年度監事監査は、田川市大字伊田3635番地の法人事務所において、令和 7 年 5 月 1 4 日(水)の午後 2 時から開始され、午後 5 時過ぎの終了までおよそ 3 時間を要した。その間適宜休憩をはさみ、施設視察や関係者聴取、計算書類、児童処遇関係等、資料通覧と確認作業を実施した。

本作業の総体的アウトラインは例年通り法人定款第 1 8 条、及び法人の監事監査規定に基づき、当日の具体的監査手法としては、まず評議員理事等役員の善管注意義務を信奉する立場より、業務執行状況や法人施設の経理と人事管理について、近年特に重視される安全管理体制や緩和傾向になりつつも決して看過できない感染症予防対策を含めた保育事業の適正運営の客観的評価レベルを得るため、財務・保育の両面証憑書類等の検証把握を行ったところである。

また過去数年来、感染症予防対策により監査時間は縮減され施設視察は取り止めとなったが、漸く昨年度より従前の保育環境把握の現地確認が可能となり僥倖というほかない。

その他監査準備として、計算書類等主要財務資料は例年通り事前送達による通覧と予めの理事長打合せ等で当日執行の作業効率に供しており、かかる監査結果において明白な脱漏や相異事案が認められた場合は、速やかに直近理事会で報告と善後策の協議を行うよう、毎年度の事前進言としているところである。

法人事務所での具体的作業は、主に経理書類監査の実施に当たって、監事監査規程第 2 条の監査諸項目と作業上の留意点を確認して当該年度の計算書類や附属明細書、その他の経理傍証書類の適合検証から始まり、人事労務関係の記録帳簿まで年度予算執行状況をも含む履歴書類の適正判断に重点を置くものである。

かかる計算書類群の経理関係通覧確認後は、主に事業運営面に関わる給食等の児童処遇や防災関連、職員会議録等の施設業務に対する履歴整理簿を閲覧し、その際には立ち会いの理事長をはじめ会計担当者や法令遵守責任者である施設長から、該年度の歳計決算結果や保育業務の一体的執行状況を聴取して、定石ながら一連の監査業務を終えることとなる。

如上の作業方途報告の詳細披瀝を踏まえ、以下に令和 6 年度のサービス拠点保育事業、理事会役員執行状況、それらを統合する法人全般監査の結果として、管見ながら若干の監事意見を両監事から分担開陳させていただく。

については、藤井啓史監事が財務関連の保全管理状況を、西山邦弘監事が施設事業運営と理事会執行業務を担当したことである。

1. 若草保育会の経理業務と労務管理について

当法人での本部・施設拠点区分の令和6年度会計決算について、例年同様に経理規程準拠対応とされる全般的な会計処理の顛末を書類審査したものである。

具体的には補助簿や附属明細を含む主要計算書類の確認と証憑伝票等の整理保管状態についての現認作業である。また、労務管理分野では特に福利厚生に関する諸法令の都度改定に即応した人事関係の規程集や諸帳簿の事蹟を確認した。以下に検証過程と結果を簡略ながら報告する。

財務決算の監査作業としては、当初予算書より窺える該年度の全体的な会計配分の把握を基本として、年度末の補正を経て歳計決算に至る流れを月次試算表等とすり合わせて計算書類との突合せを実行する。該年度もおおよそ管見の限り経理ソフトの電算処理において、当方の追算の結果も大きな数値齟齬は見当たらず、また起票から出納の入出金処理、補助簿等の常備帳簿の内容においても特に指摘の必要性はない。蓋し会計・出納の両責任者による適正処理が公明有効性を保持していると見做される。

労務処遇関係では、ほぼ毎年次における喫緊の国施策を反映する就業・育児介護休業規則または全職員対象の給与規程等において、広く民生安定の立場から細やかな改定がなされており、総体的に相関する他の人事諸帳簿等の整理保全と相俟って、委託費の適正配分執行を遵守する立場が窺える。従って経理・労務処理の総評として、収支均衡の至適決算への結末を評価するものである。

最後に財務会計面での補足意見となるが、ここ数年来、歳出全体での人件費の支出比率の漸増傾向が問題とされたが、歳入委託費算定における公定価格の上限見直しがこれから進められる見通しであり、将来的な各種積立金の確保とともに、人件費予算が一定の余裕比率となるべく移行することに期待されたい。

2. 第二種社会福祉事業(施設運営)並びに法人役員等業務執行状況について

無量寺保育園拠点区分(社会福祉事業)での令和6年度保育業務執行状況について報告する。

当園の現在の利用定員は2・3号認定の計50名であり、10年前の園舎改築を契機とした増員変更認可のままである。入所児童の年間変動は期首と年度末では通例微増の傾向であるが、おおよそ1割前後の漫然的な超過状態が続いているという。ただ、職員の配置(最低)基準や認可面積ではある程度の担保がなされているが、昨今の雇用事情の慢性悪化により有為資格職員の確保も難しく、現況としては中途入所の受入増員は難しいとのこと。

当園の保育に対する基本理念については、施設HPや年次提要に記載されてい

るが、ことばや環境など保育の基本5領域に沿って児童の年齢別指導と処遇方針等が明記される。当然のことながら保育現場は保育士のみならず、調理師や看護師等の職能集団による統合運営といえる。全ての職員に関しては昨今のキャリアアップ研修なり地域保育士会独自の研修に取り組み、定期職員会議ではそれぞれの正直な自己評価の披瀝を通じたホットな意思疎通が、日々の保育現場に安心感とフィードバック効果をもたらしているという。

施設環境の対策としては、まず防災面では当該地区が大雨による浸水被害地区として市公図のハザードマップに記載されており、惹起の避難対応策としてその他の目的別防災訓練も含めて実施されている。また非常時の備蓄食料も用意しているとのこと。衛生管理面では新型肺炎予防措置が席捲した後、漸く緩和傾向となり対策も軽減収斂されたが、緩みなく継続的な対応を行うという。関連して、緊急時の児童用AED(自動体外除細動器)を初めて園内に設置したという。

その他、通年の保育活動としては「年次事業報告」でも明らかにされているが、昨年度より漸次復活した親子参加の特別行事や保護者参観を通して、園是の《ちがいをみとめて なかよしこよし》を揺るぎなく実践して、地域との新たな共催行事の企画取組も進めたいとの意向であった。

以上は保育業務の令和6年度執行状況の概況報告である。

続いて、評議員・理事等法人役員の定期業務執行に関する理事会並びに評議員会開催について、令和6年度は下記のように4回の開催、議事内容となっている。

-
- ①第173回理事会 令和6年 5月25日(土) 自14時～至15時半
議題 ・令和5年度収支決算 ・令和5年度事業報告
 ・理事長の職務執行状況報告(令和5年度下半期)
 ・令和6年度第8回定時評議員会の招集日時と議事要項の承認
 ・監事による令和5年度の事業及び会計の監査報告

 - ②第8回定時評議員会 令和6年 6月 8日(土) 自14時～至15時
議題 ・令和5年度歳計決算確定承認 ・令和5年度事業報告
 ・社会福祉充実計画算定シートの計算結果について

 - ③第174回理事会 令和6年 12月 3日(火) 自14時～至15時
議題 ・冬期賞与支給 ・令和6年度指導監査結果報告
 ・理事長の職務執行状況報告(令和6年度上半期)

 - ④第175回理事会 令和7年 2月 4日(火) 自14時～至16時
議題 ・令和7年度当初予算 ・令和7年度事業計画 ・諸規程等改定
 ・令和6年度補正予算 ・年度末手当支給について
-

該年度の全ての理事会(3回)と定時評議員会(1回)では監事を含む全役員が参席しており、決算理事会には苦情受付第三者委員2名も同席している。議事録に

は議場での発議者説明や意見開陳の内容と即応協議、十分な意見交換を通じての議事議決の協議経過が丁寧に摘録されている。よって議事録通覧の結果として、法人の役員諸氏による丁寧な審議が尽くされたものと評価する次第である。

よって令和6年度の社会福祉法人若草保育会の保育施設運営、及び理事長の首席役員としての業務執行状況について、事務所常備書類の監査と施設責任者からの直接聴取の結果として、概ね指摘要因はなかったことを報告します。

以上、定款第18条所定による令和6年度の社会福祉法人若草保育会の歳計決算と労務管理状況、並びに保育事業と理事会・評議員会業務執行状況全般についての監事2名による監査作業は、結果として総合的に杜漏なく適正であったことをここに報告します。

令和7年 5月14日

社会福祉法人 若草保育会

監事 西山 邦弘 ㊞

監事 藤井 啓史 ㊞